

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁保発第126号
令和2年5月12日
警察庁生活安全局保安課長

銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について（通達）

生活安全警察に係る許可等事務における新型コロナウイルス感染症対策については、「許可等事務における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）」（令和2年3月4日付け警察庁丁生企発第133号ほか）等において指示しているところであるが、銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策の在り方については、関係する法令及び通達によるほか、下記のとおりとするので、対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨等

銃砲所持許可手続については、もとより厳格な運用が求められるところであるが、他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り人との接触機会を減らす運用が必要となる。

そこで、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な措置として、猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可の更新手続においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の申請書類を揃えられない場合であっても申請を認め、また、調査及び審査については可能な限り進めつつ、問題が把握されない限り、更新手続中における銃砲の所持を認め、更新については、所定の手続が完遂した後に行うこととする。

猟銃等の所持許可の手続については、必要な書類が全て提出された後に申請を受理し、必要な調査等が全て行われた後に許可を行うが、申請準備や審査の長期化等により講習修了証明書等の有効期間が経過してしまう場合には、講習修了証明書等を引き続き有効なものとして取り扱うこととする。

2 猟銃等講習会等

- (1) 猟銃等講習会及び技能講習（以下「猟銃等講習会等」という。）について、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、各都道府県の実情に応じ、延期又は中止することは差し支えない。
- (2) 猟銃等講習会等を延期又は中止する場合には、受講希望者に対し、その旨と以後の手続を丁寧に説明するなど、きめ細かに対応すること。

3 所持許可の更新手続等

- (1) 所持許可の更新手続
 - ア 申請

(ア) 猟銃等の所持許可の更新を受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、診断書、市町村（特別区を含む。）の長の証明書、講習修了証明書、技能講習修了証明書等、申請に必要な書類の一部を提出又は提示することができない場合、それ以外の申請書類を受領して審査を開始して差し支えない。

(イ) 一部の申請書類の提出又は提示がなかった場合には、後日、当該書類の提出又は提示を受けること。

イ 郵送等による申請と獵銃等の提示

(ア) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）第34条の規定により、申請書を提出する際には、獵銃等を提示することが求められているが、申請書類を郵送又は代理人により提出させた上、後日、獵銃等の提示を受けることとして差し支えない。この場合、警察署等への来訪日時の調整等により、可能な限り速やかに獵銃等の提示を受けること。

(イ) 申請者が郵送により申請書類を提出する場合、講習修了証明書、技能講習修了証明書及び獵銃・空気銃所持許可証については、これを確認した後、簡易書留により申請者に返送すること。この場合、返送用の書留用封筒を申請者に同封させるなど、郵送及び返送に必要な費用は、申請者の負担すること。

ウ 認知機能検査

(ア) 猎銃等の所持許可の更新を受けようとする者に対する認知機能検査については、銃刀法施行規則第16条の規定により、所持許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までに行うこととされているが、地域や申請者の実情等を踏まえ、同期間以外に実施することとしても差し支えない。

(イ) 所定期間内に認知機能検査を実施できなかった場合には、後日、同検査を実施すること。

エ 各種調査

(ア) 猎銃等の所持許可に関する各種調査の要領については、「銃砲刀剣類の所持許可に関する各種調査の実施要領について（通達）」（平成30年3月15日付け警察庁丁保発第39号）において指示しているところであるが、面接により行うべき本人及び周辺への調査については、地域の実情等を踏まえ、これが困難である場合、まずは電話により可能な範囲で実施すること。

(イ) 暫定的な措置として、電話による調査を実施した場合には、後日改めて、面接により必要な調査を確実に実施すること。

オ 所持及び更新可能期間の指定

(ア) 所持許可の有効期間が満了する日までに、

- 申請に必要な書類の全ての提出又は提示を受けることができない場合
- 猎銃等の提示を受けることができない場合
- 認知機能検査や面接による調査等を実施することができない場合
- 保管設備の確認を行うことができない場合

など、所持許可の更新手続を完遂できない場合において、その時点で把握する限りにおいて不更新にするべき事情が認められないときには、所持許可が引き続き有効なものとなるよう、暫定的な措置として、所持及び更新可能期間を指定する措置を講ずるものとする。

- (イ) 本件措置は、猟銃・空気銃所持許可証の記載事項変更欄にその内容を記載して公安委員会印を押印することにより行い、また、所持及び更新可能期間の末日は、当面、所持許可の有効期間が満了する日から起算して3月を経過した日とする。

カ 講習修了証明書及び技能講習修了証明書の有効期間

講習修了証明書及び技能講習修了証明書については、新型コロナウイルス感染症に起因する事情により有効期間が経過するまでの間に所持許可の更新の申請を行うことができなかった者が、当該事情がやんだ後に申請のために提示したときは、所持許可の更新の時点で有効なものとして取り扱うこと。

キ 所持許可の更新

- (ア) 所持許可の更新に必要な手続を全て遂げ、許可の基準に適合すると認めた場合に、所持許可の更新を行うこと。
- (イ) 上記オの措置により、所持及び更新可能期間を指定した後に所持許可の更新を行う場合における更新日は、所持許可の有効期間が満了した日の翌日とする。

(2) 所持許可の手続

ア 教習修了証明書等の有効期間

教習修了証明書、講習修了証明書、合格証明書及び技能講習修了証明書については、新型コロナウイルス感染症に起因する事情により有効期間が経過するまでの間に所持許可の申請を行うことができなかった者が、当該事情がやんだ後に申請のために提示したときは、所持許可の時点で有効なものとして取り扱うこと。

イ 申請者に対する説明

猟銃等の所持許可の申請を受理するに当たり、申請者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、標準処理期間内に処分をすることができない場合があることを説明すること。

ウ 許可の失効

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第8条第1項第1号の規定により、猟銃等の所持許可を受けた者が、許可を受けた日から起算して3月以内に、許可に係る猟銃等を所持することとならなかった場合には、許可の効力を失うとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して新型インフルエンザ等緊急事態宣言において指定された当該都道府県における新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態期間」という。）を加えた期間が経過するまでの間は、許可の効力が失われないものとして差し支えな

い。

(3) その他

ア 銃刀法第5条の2第3項第2号関係

(ア) 災害により許可済猟銃を亡失等した者については、銃刀法第5条の2第3項第2号の規定により、亡失等により当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失った日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、猟銃の所持の許可の申請をすることができなかった者にあっては、当該事情がやんだ日）から起算して1月を経過しない間に許可を受けることができるとしているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、同号を適用して差し支えない。

(イ) 同号の適用に当たっての技能講習修了証明書の有効期間の取扱いについても、上記(2)アと同様とする。

なお、技能講習修了証明書の交付を受けていない者については、同号の適用はない。

イ 銃刀法第5条の2第3項第3号関係

(ア) 海外旅行、災害、その他政令で定めるやむを得ない事情により、許可の更新を受けることができなかった者については、銃刀法第5条の2第3項第3号の規定により、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しない間に許可を受けることができるとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、同号を適用して差し支えない。

(イ) 同号の適用に当たっての技能講習修了証明書の有効期間の取扱いについても、上記(2)アと同様とする。

なお、技能講習修了証明書の交付を受けていない者については、同号の適用はない。

4 感染予防対策

各種講習会の開催、警察施設での申請者への対応等を行う場合には、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参照しつつ、特に以下の点の感染予防対策を徹底すること。

- 講習会施設における対人距離の確保
- 施設の換気
- 施設・設備の消毒
- 症状のある方への入場制限
- 警察施設における申請等の個別対応における日時調整

5 その他留意事項

- (1) 本通達の運用については、所持許可の更新の申請者等に対し、確實に周知を図ること。特に、近く所持許可の有効期間の満了を迎える者に対しては、個別に連絡し、手続内容について丁寧に説明するなど、きめ細かく対応すること。
- (2) 猟銃等の所持許可に係る不適格者情報を把握した場合には、迅速かつ的確に対処すること。
- (3) 本通達の運用については、許可等事務の担当者はもとより、銃刀法違反に係る処分の担当者に対し、指導教養を徹底し、誤りのないようにすること。
- (4) 上記に示したほか、講習修了証明書の書換えの申請等については、「獵銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置の実施について」（平成31年4月1日付け警察庁丁保発第65号）により、負担軽減措置を例示しているところ、可能な限り、郵送による手続を積極的に活用するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に特段の配慮をすること。

2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めるこにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人の接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。